

第4の1 上肢不自由

障 害 程 度 等 級 表

級 別	上 肢	指 数
1 級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 8
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 1
3 級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	7
4 級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	4
5 級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	2
6 級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	0.5

一 身体障害認定基準

1 一上肢の機能障害

- (1)「全廃」(2級)とは、肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃したものをいう。
(2)「著しい障害」(3級)とは、握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、物を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる(腕の機能)等の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

ア 機能障害のある上肢では5kg以内のものしか下げることができないもの。この際荷物は手指で握っても肘でつり下げてもよい

イ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか2関節の機能を全廃したもの

- (3)「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

ア 精密な運動のできないもの

イ 機能障害のある上肢では10kg以内のものしか下げることのできないもの

2 肩関節の機能障害

- (1)「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

ア 関節可動域30度以下のもの

イ 徒手筋力テストで2以下のもの

- (2)「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

ア 関節可動域60度以下のもの

イ 徒手筋力テストで3に相当するもの

3 肘関節の機能障害

- (1)「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

ア 関節可動域10度以下のもの

イ 高度の動揺関節

ウ 徒手筋力テストで2以下のもの

- (2)「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

ア 関節可動域30度以下のもの

イ 中等度の動揺関節

ウ 徒手筋力テストで3に相当するもの

エ 前腕の回内及び回外運動が可動域10度以下のもの

4 手関節の機能障害

- (1)「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

ア 関節可動域10度以下のもの

イ 徒手筋力テストで2以下のもの

- (2)「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

ア 関節可動域30度以下のもの

イ 徒手筋力テストで3に相当するもの

5 手指の機能障害

(1) 手指の機能障害の判定には次の注意が必要である。

ア 機能障害のある指の数が増すにつれて幾何学的にその障害は重くなる。

イ おや指、次いでひとさし指の機能は特に重要である。

ウ おや指の機能障害は摘む、握る等の機能を特に考慮して、その障害の重さを定めなければならない。

(2) 一側の五指全体の機能障害

ア「全廃」(3級)の具体的な例は次のとおりである。

字を書いたり、箸を持つことができないもの

イ「著しい障害」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

a 機能障害のある手で5kg以内のものしか下げることのできないもの

b 機能障害のある手の握力が5kg以内のもの

c 機能障害のある手で鍬又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの

ウ「軽度の障害」(7級)の具体的な例は次のとおりである

a 精密なる運動のできないもの

b 機能障害のある手では10kg以内のものしか下げることができないもの

c 機能障害のある手の握力が15kg以内のもの

(3) 各指の機能障害

ア「全廃」の具体的な例は次のとおりである。

a 各々の関節の可動域10度以下のもの

b 徒手筋力テスト2以下のもの

イ「著しい障害」の具体的な例は次のとおりである。

a 各々の関節の可動域30度以下のもの

b 徒手筋力テストで3に相当するもの

二 疑義解釈

質 疑	回 答
<p>1. 「指を欠くもの」について、 ア. 「一上肢のひとさし指を欠くもの」は、等級表上に規定はないが、7級として取り扱ってよいか。 イ. また、「右上肢のひとさし指と、左上肢のなか指・くすり指・小指を欠いたもの」は、どのように取り扱うのか。</p> <p>2. 一上肢の機能の著しい障害（3級）のある者が、以下のように個々の関節等の機能障害の指数を合計すると4級にしかならない場合は、どのように判断するのか。 ・肩関節の著障＝5級（指数2） ・肘関節の著障＝5級（指数2） ・手関節の著障＝5級（指数2） ・握力12kgの軽障＝7級（指数0.5） ＊合計指数＝6.5（4級）</p> <p>3. 認定基準中に記載されている以下の障害は、それぞれ等級表のどの項目に当たるものと理解すればよいか。 ア. 手指の機能障害における「一側の五指全体の機能の著しい障害」（4級） イ. 認定基準の第1の4の2の記載中、「右上肢を手関節から欠くもの」（3級） ウ. 同じく「左上肢を肩関節から欠くもの」（2級）</p>	<p>ア. 「一上肢のひとさし指」を欠くことのみをもって7級として取り扱うことは適当ではないが、「両上肢のひとさし指を欠くもの」については、「ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの」に準じて6級として認定することは可能である。</p> <p>イ. 一側の上肢の手指に7級に該当する機能障害があり、かつ、他側の上肢のひとさし指を欠く場合には、「ひとさし指の機能は親指に次いで重要である」という認定基準を踏まえ、両上肢の手指の機能障害を総合的に判断し、6級として認定することは可能である。</p> <p>一上肢、一下肢の障害とは、一肢全体に及ぶ機能障害を指すため、単一の関節の機能障害等の指数を合算した場合の等級とは必ずしも一致しないことがある。一肢全体の障害であるか、又は個々の関節等の重複障害であるかは、障害の実態を勘案し、慎重に判断されたい。</p> <p>また、一肢に係る合計指数は、機能のある部位（複数の場合は上位の部位）から先を欠いた場合の障害等級の指数を超えて等級決定することは適当ではない。（合計指数算定の特例）</p> <p>この事例の場合、仮に4つの関節全てが全廃で、合計指数が19(1級)になったとしても、「一上肢を肩関節から欠く場合」（2級：指数11）以上の等級としては取り扱わないのが適当である。</p> <p>それぞれ以下のア～ウに相当するものとして取り扱うのが適当である。</p> <p>ア. 等級表の上肢4級の8「おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害」 イ. 等級表の上肢3級の4「一上肢のすべての指を欠くもの」 ウ. 等級表の上肢2級の3「一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの」</p>